

市立病院等の医療提供体制のあり方に関する検討会開催要綱

1 目的

北九州市における市立病院等の医療提供体制のあり方に関して、広く有識者から意見を聴取するため、市立病院等の医療提供体制のあり方に関する検討会（以下「検討会」という。）を開催する。

2 構成員の役割

検討会の構成員は、市立病院等の医療提供体制のあり方について意見を述べる。

3 構成員

検討会の構成員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が選任する。

なお、構成員の任期は、選任した日から令和8年3月31日までとし、再任は妨げない。また、構成員が欠けた場合における補欠構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 運営

検討会の運営は、次のとおりとする。

- (1) 検討会に座長を置き、構成員の互選によりこれを定める。
- (2) 座長は、検討会を代表し、会務を総理する。
- (3) 座長は、検討会を招集する。
- (4) 座長は、必要があると認めるときは、議事に関係ある者に出席を求め、その意見を聴くことができる。
- (5) 座長に事故がある場合には、構成員のうちから座長があらかじめ指名した者が代理する。

5 その他

- (1) 検討会の庶務は、保健福祉局地域医療課で処理する。
- (2) この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関して必要な事項は、座長が定める。

付 則

- 1 この要綱は、令和6年11月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。